

児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第35条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（規則への委任）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

2 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

令和7年2月12日提出

理 由

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第6条第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い、病院の人員の基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県文化芸術振興基金条例

(設置)

第1条 文化芸術の振興を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 伝統的な文化の継承及び発展を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 文化芸術に係る人材の養成等のための事業の費用の財源に充てるとき。
- (3) 文化芸術活動の充実を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (4) 文化芸術の活用を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

文化芸術の振興を図ることを目的として、沖縄県文化芸術振興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表中「7,580円」を「11,370円」に、「15,160円」を「22,740円」に、「2,080円」を「3,120円」に、「9,240円」を「13,860円」に、「18,500円」を「27,750円」に、「2,540円」を「3,810円」に、「12,580円」を「18,870円」に、「25,160円」を「37,740円」に、「3,460円」を「5,190円」に、「52,100円」を「78,150円」に、「104,200円」を「156,300円」に、「14,320円」を「21,480円」に、「90円」を「130円」に、「900円」を「1,300円」に、

1人1回につき	160円
---------	------

を

1人1回

につき

240円

に、「1,600円」を「2,400円」に、「410円」を「610円」に、「430円」を「640円」に、「180円」を「270円」に、

「

シャワー ルーム	1回につき	100円
-------------	-------	------

を

「

シャワー ルーム	1回につき	150円
-------------	-------	------

に

改め、同項第2号の表中「1,720円」を「2,580円」に、「3,440円」を「5,160円」に、「470円」を「700円」に、「820円」を「1,230円」に、「1,650円」を「2,470円」に、「230円」を「340円」に、「33,000円」を「49,500円」に、「49,500円」を「74,250円」に改める。

別表第2中「430円」を「640円」に、「9,920円」を「14,880円」に改める。

別表第3中「100円」を「150円」に、「80円」を「120円」に、「210円」を「310円」に、「170円」を「250円」に、「310円」を「460円」に、「250円」を「370円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄空手会館の利用料金の基準額の適正化を図る等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第5第1項の表中「1艇」を「1区画」に、「702円」を「870円」に、「849円」を「1,060円」に、「997円」を「1,250円」に、「1,144円」を「1,440円」に、「1,292円」を「1,630円」に、「1,439円」を「1,820円」に、「147円」を「190円」に、「856円」を「1,050円」に、「1,024円」を「1,270円」に、「1,191円」を「1,490円」に、「1,359円」を「1,710円」に、「1,528円」を「1,930円」に、「1,695円」を「2,150円」に、「168円」を「220円」に、「14,054円」を「17,400円」に、「17,001円」を「21,200円」に、「19,946円」を「25,000円」に、「22,894円」を「28,800円」に、「25,840円」を「32,600円」に、「28,786円」を「36,400円」に、「2,946円」を「3,800円」に、「17,132円」を「21,000円」に、「20,488円」を「25,400円」に、「23,846円」を「29,800円」に、「27,203円」を「34,200円」に、「30,560円」を「38,600円」に、「33,918円」を「43,000円」に、「3,358円」を「4,400円」に、「146,651円」を「182,700円」に、「177,397円」を「222,600円」に、「208,143円」を「262,500円」に、「238,889円」を「302,400円」に、「269,635円」を「342,300円」に、「300,382円」を「382,200円」に、「30,746円」を「39,900円」に、「178,761円」を「220,500円」に、「213,794円」を「266,700円」に、「248,829円」を「312,900円」に、「283,864円」を「359,100円」に、「318,897円」を「405,300円」に、「353,932円」を「451,500円」に、「35,035円」を「46,200円」に改め、別表第5第2項の表中「275円」を「350円」に、「385円」を「490円」に、「550円」を「700円」に、「2,750円」を「3,500円」に、「3,850円」を「4,900円」に、「5,500円」を「7,000円」に、「27,500円」を「35,000円」に、「38,500円」を「49,000円」に、「55,000円」を「70,000円」に改め、別表第5第3項の表中「440円」を「550円」に、「9,120円」を「11,000円」に、「95,210円」を「115,500円」に改め、別表第5第4項の表中「1,850円」を「2,310円」に、「1,950円」を「2,420円」に、「2,050円」を「2,530円」に、「2,150円」を「2,640円」に、「2,260円」を「2,750円」に、「2,410円」を「2,915円」に、

「2,560円」を「3,080円」に、「2,710円」を「3,245円」に、「3,330円」を「4,015円」に、「3,940円」を「4,785円」に、「4,550円」を「5,555円」に、「5,360円」を「6,545円」に、「6,180円」を「7,535円」に、「6,990円」を「8,525円」に、「1,010円」を「1,210円」に改め、別表第5第5項の表中「1,650円」を「2,090円」に、「890円」を「1,100円」に、「1,570円」を「1,890円」に、「1,980円」を「2,420円」に、「2,530円」を「3,080円」に、「3,390円」を「4,070円」に、「12,650円」を「15,950円」に、「330円」を「440円」に、「原動機付自転車及び自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車」に、「220円」を「275円」に、「2,200円」を「2,750円」に、

「

更衣ロッカー及びシャワー使用料	1回につき	160円
給水施設使用料	1基30分につき	160円
給電施設使用料	1基30分につき	200円
給油施設使用料	給油1リットルにつき	9円 (給油実費を除く。)

を

」

「

シャワー使用料	1回につき	200円
マリーナ附帯施設使用料		第1項から第3項までの表の単位及び区分の欄に掲げる使用期間及び使用方法の区分に応じ、それぞれの表の使用料の欄に掲げる使用料の額に10分の1を乗じて得た額

に

」

改め、別表第5備考5中「原動機付自転車」、「自動二輪車」を「一般原動機付自転車」、「普通自動二輪車」、「大型自動二輪車」に、「原動機付自転車、自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「分、時間」を「時間」に、「30分、1時間」を「1時間」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1を同表備考2とし、同表に同表備考1として次のように加

える。

- 1 「1区画」とは、陸置又は海上係留の用に供するために区画された一の区域をいう。

別表第5に備考7として次のように加える。

- 7 「マリーナ附帯施設」とは、給水施設、給電施設、給油施設、修理ヤード及びマリーナ出入港管理システムをいう。

別表第6第1項の表中「870円」を「1,020円」に、

「

1,030 円

」を「

1,210 円

」に、「1,

200円」を「1,400円」に、「1,360円」を「1,590円」に、「1,520円」を「1,780円」に、「1,690円」を「1,970円」に、「1,850円」を「2,160円」に、「2,010円」を「2,350円」に、「2,170円」を「2,540円」に、「2,340円」を「2,730円」に、「2,500円」を「2,920円」に、「160円」を「190円」に、

海上係留		2,150 円	2,360 円	2,560 円	2,770 円	2,970 円	3,170 円	3,170円に15メートルを超える1メートルまでごとに200円を加算した額

を

海上係留	2,490円	2,720円	2,950円	3,180円	3,410円	3,640円	3,640円に15メートルを超える1メートルまでごとに230円を加算した額

に、

「17,570円」を「20,400円」に、「21,030円」を「24,200円」に、「24,480円」を「28,000円」に、「27,930円」を「31,800円」に、「31,390円」を「35,600円」に、「34,840円」を「39,400円」に、「38,290円」を「43,200円」に、「41,740円」を「47,000円」に、「45,200円」を「50,800円」に、「48,650円」を「54,600円」に、「52,100円」を「58,400円」に、「3,450円」を「3,800円」に、

--	--	--	--	--	--	--	--	--

海上係留		43,350 円	47,500 円	51,640 円	55,790 円	59,930 円	64,080 円	64,080円に15メートルを超える1メートルまでごとに4,140円を加算した額
------	--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--

を

海上係留		49,800円	54,400 円	59,000 円	63,600 円	68,200 円	72,800 円	72,800円に15メートルを超える1メートルまでごとに4,600円を加算した額
------	--	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--

に、

「183,420円」を「214,200円」に、「219,450円」を「254,100円」に、「255,470円」を「294,000円」に、「291,500円」を「333,900円」に、「327,520円」を「373,800円」に、「363,550円」を「413,700円」に、「399,570円」を「453,600円」に、「435,600円」を「493,500円」に、「471,620円」を「533,400円」に、「507,650円」を「573,300円」に、「543,670円」を「613,200円」に、「36,020円」を「39,900円」に、

海上係留		452,390 円	495,640 円	538,880 円	582,130 円	625,380 円	668,620 円	668,620円に15メートルを超える1メートルまでごとに43,240円を加算した額
------	--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--

を

海上係留		522,900円	571,200 円	619,500 円	667,800 円	716,100 円	764,400 円	764,400円に15メートルを超える1メートルまでごとに48,300円を加算した額
------	--	----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--

に改

め、別表第6第2項の表中「330円」を「350円」に、「470円」を「490円」に、「680円」を「700円」に、「3,430円」を「3,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「6,870円」を「7,000円」に、「34,370円」を「35,000円」に、「48,120円」を「49,0

00円」に、「68,750円」を「70,000円」に改め、別表第6第3項の表中「440円」を「550円」に、「9,120円」を「11,000円」に、「95,210円」を「115,500円」に改め、別表第6第4項の表中「1,850円」を「2,310円」に、「1,950円」を「2,420円」に、「2,050円」を「2,530円」に、「2,150円」を「2,640円」に、「2,260円」を「2,750円」に、「2,410円」を「2,915円」に、「2,560円」を「3,080円」に、「2,710円」を「3,245円」に、「3,330円」を「4,015円」に、「3,940円」を「4,785円」に、「4,550円」を「5,555円」に、「5,360円」を「6,545円」に、「6,180円」を「7,535円」に、「6,990円」を「8,525円」に、「1,010円」を「1,210円」に改め、別表第6第5項の表中「2,250円」を「2,420円」に、「1,120円」を「1,210円」に、「1,960円」を「2,200円」に、「2,470円」を「2,750円」に、「1,020円」を「1,100円」に、「原動機付自転車及び自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車」に、「870円」を「990円」に、「17,570円」を「19,800円」に、「183,420円」を「207,900円」に、「350円」を「385円」に、「7,120円」を「7,700円」に、「71,290円」を「77,000円」に、「610円」を「660円」に、「12,220円」を「13,200円」に、「122,220円」を「132,000円」に改め、別表第5備考5中「原動機付自転車」、「自動二輪車」を「一般原動機付自転車」、「普通自動二輪車」、「大型自動二輪車」に、「原動機付自転車、自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車」に改める。

第2条 沖縄県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

別表第5第1項の表中「870円」を「1,300円」に、「1,060円」を「1,570円」に、「1,250円」を「1,840円」に、「1,440円」を「2,110円」に、「1,630円」を「2,380円」に、「1,820円」を「2,650円」に、「190円」を「270円」に、「1,050円」を「1,550円」に、「1,270円」を「1,870円」に、「1,490円」を「2,190円」に、「1,710円」を「2,510円」に、「1,930円」を「2,830円」に、「2,150円」を「3,150円」に、「220円」を「320円」に、「17,400円」を「26,000円」に、「21,200円」を「31,400円」に、「25,000円」を「36,800円」に、「28,800円」を「42,200円」に、「32,600円」を「47,600円」に、「36,400円」を「53,000円」に、「3,800円」を「5,400円」に、「21,000円」を「31,000円」に、「25,400円」を「37,400円」に、「29,800円」を「43,800円」に、「34,200円」を「50,200円」に、「38,600円」を「56,600円」に、「43,000円」を「63,000円」に、「4,400円」を「6,400円」に、「182,700円」を「273,000円」

に、「222,600円」を「329,700円」に、「262,500円」を「386,400円」に、「302,400円」を「443,100円」に、「342,300円」を「499,800円」に、「382,200円」を「556,500円」に、「39,900円」を「56,700円」に、「220,500円」を「325,500円」に、「266,700円」を「392,700円」に、「312,900円」を「459,900円」に、「359,100円」を「527,100円」に、「405,300円」を「594,300円」に、「451,500円」を「661,500円」に、「46,200円」を「67,200円」に改め、別表第5第2項の表中「350円」を「500円」に、「490円」を「700円」に、「700円」を「1,000円」に、「3,500円」を「5,000円」に、「4,900円」を「7,000円」に、「7,000円」を「10,000円」に、「35,000円」を「50,000円」に、「49,000円」を「70,000円」に、「70,000円」を「100,000円」に改め、別表第5第3項の表中「550円」を「800円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「115,500円」を「168,000円」に改め、別表第5第4項の表中「2,310円」を「3,300円」に、「2,420円」を「3,520円」に、「2,530円」を「3,740円」に、「2,640円」を「3,960円」に、「2,750円」を「4,180円」に、「2,915円」を「4,400円」に、「3,080円」を「4,620円」に、「3,245円」を「4,840円」に、「4,015円」を「5,940円」に、「4,785円」を「7,040円」に、「5,555円」を「8,140円」に、「6,545円」を「9,570円」に、「7,535円」を「11,000円」に、「8,525円」を「12,430円」に、「1,210円」を「1,760円」に改め、別表第5第5項の表中「2,090円」を「2,970円」に、「1,100円」を「1,650円」に、「1,890円」を「2,860円」に、「2,420円」を「3,630円」に、「3,080円」を「4,620円」に、「4,070円」を「6,160円」に、「15,950円」を「22,550円」に、「440円」を「605円」に、「300円」を「500円」に、「275円」を「385円」に、「2,750円」を「3,850円」に、「200円」を「300円」に改める。

別表第6第1項の表中「1,020円」を「1,340円」に、「1,210円」を「1,610円」に、「1,400円」を「1,880円」に、「1,590円」を「2,150円」に、「1,780円」を「2,420円」に、「1,970円」を「2,690円」に、「2,160円」を「2,960円」に、「2,350円」を「3,230円」に、「2,540円」を「3,500円」に、「2,730円」を「3,770円」に、「2,920円」を「4,040円」に、「190円」を「270円」に、「2,490円」を「3,240円」に、「2,720円」を「3,560円」に、「2,950円」を「3,880円」に、「3,180円」を「4,200円」に、「3,410円」を「4,520円」に、「3,640円」を「4,840円」に、「230円」を「320円」に、「20,400円」を「26,800円」に、「24,200円」を「32,200円」に、「28,000円」を「37,600円」に、「31,800円」を「43,000円」に、「35,600円」を「48,400円」

に、「39,400円」を「53,800円」に、「43,200円」を「59,200円」に、「47,000円」を「64,600円」に、「50,800円」を「70,000円」に、「54,600円」を「75,400円」に、「58,400円」を「80,800円」に、「3,800円を」を「5,400円を」に、「49,800円」を「64,800円」に、「54,400円」を「71,200円」に、「59,000円」を「77,600円」に、「63,600円」を「84,000円」に、「68,200円」を「90,400円」に、「72,800円」を「96,800円」に、「4,600円を」を「6,400円を」に、「214,200円」を「281,400円」に、「254,100円」を「338,100円」に、「294,000円」を「394,800円」に、「333,900円」を「451,500円」に、「373,800円」を「508,200円」に、「413,700円」を「564,900円」に、「453,600円」を「621,600円」に、「493,500円」を「678,300円」に、「533,400円」を「735,000円」に、「573,300円」を「791,700円」に、「613,200円」を「848,400円」に、「39,900円」を「56,700円」に、「522,900円」を「680,400円」に、「571,200円」を「747,600円」に、「619,500円」を「814,800円」に、「667,800円」を「882,000円」に、「716,100円」を「949,200円」に、「764,400円」を「1,016,400円」に、「48,300円」を「67,200円」に改め、別表第6第2項の表中「350円」を「500円」に、「490円」を「700円」に、「700円」を「1,000円」に、「3,500円」を「5,000円」に、「4,900円」を「7,000円」に、「7,000円」を「10,000円」に、「35,000円」を「50,000円」に、「49,000円」を「70,000円」に、「70,000円」を「100,000円」に改め、別表第6第3項の表中「550円」を「800円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「115,500円」を「168,000円」に改め、別表第6第4項の表中「2,310円」を「3,300円」に、「2,420円」を「3,520円」に、「2,530円」を「3,740円」に、「2,640円」を「3,960円」に、「2,750円」を「4,180円」に、「2,915円」を「4,400円」に、「3,080円」を「4,620円」に、「3,245円」を「4,840円」に、「4,015円」を「5,940円」に、「4,785円」を「7,040円」に、「5,555円」を「8,140円」に、「6,545円」を「9,570円」に、「7,535円」を「11,000円」に、「8,525円」を「12,430円」に、「1,210円」を「1,760円」に改め、別表第6第5項の表中「2,420円」を「2,970円」に、「1,210円」を「1,650円」に、「2,200円」を「2,860円」に、「2,750円」を「3,630円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「300円」を「500円」に、「990円」を「1,320円」に、「19,800円」を「26,400円」に、「207,900円」を「277,200円」に、「385円」を「495円」に、「7,700円」を「9,900円」に、「77,000円」を「99,000円」に、「660円」を「935円」に、「13,200円」を「18,700円」に、「132,000円」を「187,000円」

に、「

200円

」を「

300円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県港湾管理条例別表第5及び別表第6の規定は、令和7年5月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の沖縄県港湾管理条例別表第5及び別表第6の規定は、令和8年5月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額の適正化を図る等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、県内に住所を有する者が1年間を通して別表第3に定める施設（首里城地区内施設に限る。）に入場しようとする場合の当該者の入場料は、同表に定める首里城地区内施設の区分に応じ、当該区分に定める入場料の100分の75に相当する額を限度として、指定管理者が定めるものとする。

別表第2中

区分		入場料（1人につき）		を
		個人の場合	団体の場合	
首里城地区内施設	一般	830円	670円	
	高校生	630円	490円	
	中学生及び小学生	310円	250円	

施設	区分	入場料（1人につき）		に
		個人の場合	団体の場合	
首里城地区内施設	一般	1,200円	960円	
	高校生	910円	730円	
	中学生及び小学生	450円	360円	

--	--	--	--

改める。

別表第3中

区分		入場料（1人につき）
首里城地区内施設	一般	1,660円
	高校生	1,260円
	中学生及び小学生	620円

を

施設	区分	入場料（1人につき）
首里城地区内施設	一般	2,400円
	高校生	1,820円
	中学生及び小学生	900円

に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち首里城地区内施設の入場料について、限度額の適正化を図る等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「211,000」を「203,000」に、「168,000」を「154,000」に、「64,000」を「67,200」に、「41,600」を「47,200」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

流域下水道事業について各処理区における計画上の1日当たりの最大処理能力の値を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第2号中「12,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録に係る手数料の額の適正化を図る等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「33,000円」の次に「（電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次条第2項において同じ。）を使用する方法により免許の申請を行う場合にあっては、26,500円）」を加える。

第3条第2項中「33,000円」の次に「（電子情報処理組織を使用する方法により免許の更新の申請を行う場合にあっては、26,500円）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引業の免許に係る申請について電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第8条の2において同じ。）」に改める。

第8条の2第2項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他管理者が定める者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第14条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第21条の2第1項中「、第7条、第10条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における改正後の沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とある

「(4) 重度心身障害者
のは

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 3 改正後の条例第8条の2第2項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 施行日以後に新たに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員及び暫定再任用職員（沖縄県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次項において同じ。）（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に事業所を異にして異動した再任用職員又は施行日以後に在勤する事業所の移転があった再任用職員について適用する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

- 5 改正後の条例第21条の2第1項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

（規程への委任）

- 6 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

国及び他の都道府県の状況を考慮し、配偶者に係る扶養手当を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

(沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(技術上の監督業務を行う者の資格)

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事し

た経験を有する者に限る。)

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 企業管理規程で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条4号中「前2号」を「前3号」に改める。

(沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（水道技術管理者の資格）

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前3号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 管理規程で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 12 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水道法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、水道の布設工事に係る技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格の要件を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第7条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第11条において同じ。）」に改める。

第11条第2項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他管理者が定める者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第18条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第28条第1項中「、第8条第2項、第9条、第13条」を削り、同条第3項中「条例」の次に「（平成14年沖縄県条例第52号）」を加え、同条第4項中「第9条、」を「第9条及び」に改め、「及び第20条」を削り、「特定任期付職員」を「特定任期付職員（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

理 由

国及び他の都道府県の状況を考慮し、配偶者に係る扶養手当を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 証明手数料の項及び別表第2 証明手数料の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料の額の適正化を図る必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「3,995人」を「3,988人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,872人」を「1,875人」に改め、同表県立中学校の項中「56人」を「63人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「11,008人」を「11,120人」に改め、同表合計の項中「16,931人」を「17,046人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,232人」を「3,239人」に改め、同条第2項中「2,921人」を「2,928人」に改め、同項の表中「1,695人」を「1,699人」に、「889人」を「892人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、警察官の定員を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
質屋営業法第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可に関する事務	質屋営業許可申請手数料	22,000円
質屋営業法第4条第1項の規定に基づく営業所の移転の許可に関する事務	質屋営業所移転許可申請手数料	12,000円
質屋営業法第4条第1項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可に関する事務	質屋管理者新設・変更許可申請手数料	5,700円
質屋営業法第8条第2項の規定に基づく同法第4条第2項の規定による届出に係る許可証の書換えに関する事務	質屋営業許可証書換え手数料	1,500円
質屋営業法第8条第4項の規定に基づく許可証の再交付に関する事務	質屋営業許可証再交付手数料	1,300円

別表第10を次のように改める。

別表第10（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付に関する事務	自動車保管場所証明書交付申請手数料	2,200円
	自動車保管場所証明書再交付手数料	300円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章が廃止されたことに伴い、保管場所標章交付手数料を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和6年第4回沖縄県議会（定例会）で乙第12号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「3,423,363,900円」を「3,299,852,600円」に変更する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・陸上部）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

宮古空港及び久米島空港に配備する空港用化学消防車を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名 | 空港用化学消防車（10,000リットル級） |
| 2 | 数量 | 2台 |
| 3 | 契約金額 | 462,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
帝國繊維株式会社 代表取締役 梶谷徹 |

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宮古空港及び久米島空港に配備する空港用化学消防車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の処分について

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場として工場及び事務所の用に供していた建物を、次のとおり処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 うるま市勝連南風原5192番地38
- 2 物件の種類 工場・事務所
- 3 処分予定価格 165,000,000円
- 4 契約の相手方 北海道札幌市東区東雁来七条三丁目1番3号
日昭株式会社 代表取締役 渡邊征昭

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

当該建物を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道真地久茂地線上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
浦添市伊祖二丁目9番3号R. B L 3階 有限会社ラフィーネ
- 3 事故発生年月日 令和6年5月17日
- 4 事故発生場所 那覇市長田1丁目6番1号先県道真地久茂地線上
- 5 損害賠償額 163,040円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 浦添市伊祖二丁目 9 番 3 号 R. B L 3 階 有限会社ラフィーネ

上記当事者間において、県道真地久茂地線上のくぼみによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額163,040円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

損害賠償請求事件の和解等について

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 件 名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所令和5年（ワ）第85号）

2 当 事 者 原告 ■■■■■
■■■■■ほか3名（別紙1のとおり）

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県

3 事案発生年月日 令和3年1月29日

4 損 害 賠 償 額 82,000,000円

原告別の明細は、別紙1のとおり

5 和 解 内 容 別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5のとおり

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙 1

原告氏名	住所	損害賠償額
[REDACTED]	[REDACTED]	38,500,000円
[REDACTED]	[REDACTED]	38,500,000円
[REDACTED]	[REDACTED]	2,500,000円
[REDACTED]	[REDACTED]	2,500,000円
合計		82,000,000円

和 解 内 容

和解当事者

原告 [REDACTED]

被告 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件に係る損害賠償金として、金38,500,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年5月30日限り、原告の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

和解内容

和解当事者

原告 [REDACTED] [REDACTED]

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件に係る損害賠償金として、金38,500,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年5月30日限り、原告の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

和解内容

和解当事者

原告 [REDACTED] [REDACTED]

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件に係る損害賠償金として、金2,500,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年5月30日限り、原告の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

和 解 内 容

和解当事者

原告 [REDACTED] [REDACTED]

同法定代理人親権者父 [REDACTED] [REDACTED]

同法定代理人親権者母 [REDACTED] [REDACTED]

被告 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件に係る損害賠償金として、金2,500,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年5月30日限り、原告の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

損害賠償請求調停事件の調停について

損害賠償請求調停事件の調停について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 損害賠償請求調停事件（那覇簡易裁判所令和6年（ノ）第15号）

- 2 当 事 者 申 立 人

相手方 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

- 3 申立年月日 令和6年1月31日

- 4 調 停 内 容 別紙のとおり

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

係属中の調停事件について調停を成立させるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

調 停 内 容

申立人

相手方 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

調停条項

- 1 相手方は、申立人らに対し、本件事故に基づく損害賠償債務として、金36,000,000円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人らに対し、前項の金員を、令和7年5月31日限り、申立人ら代理人の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人ら及び相手方は、申立人らと相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は、各自の負担とする。

損害賠償の額の決定について

退職手当の額の算定の過誤による損害に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 件 名 退職手当の額の算定の過誤により損害を与えた件

2 当 事 者 損害賠償請求者 別紙のとおり

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 損害賠償額 1,538,290円

損害賠償請求者別の明細は、別紙のとおり

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、議案を提出する理由である。

別紙

氏名	住所	損害賠償額
[REDACTED]	[REDACTED]	310,133円
[REDACTED]	[REDACTED]	302,135円
[REDACTED]	[REDACTED]	302,135円
[REDACTED]	[REDACTED]	142,328円
[REDACTED]	[REDACTED]	142,328円
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	142,328円
[REDACTED]	[REDACTED]	64,101円
[REDACTED]	[REDACTED]	25,041円
[REDACTED]	[REDACTED]	25,041円
[REDACTED]	[REDACTED]	25,041円
[REDACTED]	[REDACTED]	25,041円
[REDACTED]	[REDACTED]	25,041円
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	7,597円

損害賠償の額の決定について

推進機の水没事故に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 導水管の布設工事のため稼働していた推進機が、地中の残置物に接触し操作不能となっていたところ、排水ポンプの停止により水没した事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求者
(株) 仲本工業・(有) 富島建設・(有) 川上建設特定建設工事共同企業体
代表構成員 沖縄市美里六丁目5番1号 株式会社仲本工業
構 成 員 金武町字金武4115番地1 有限会社富島建設
構 成 員 沖縄市照屋一丁目25番1号 有限会社川上建設
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 事故発生年月日 令和4年4月17日
- 4 事故発生場所 北谷町字砂辺373番地7地先北谷町道砂辺浜川境界線上
- 5 損害賠償額 35,125,000円

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方

自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

包括外部監査契約の締結について

次のように包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約の金額 12,856,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 [REDACTED]
[REDACTED]

氏名 折井真人

資格 弁護士

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

平成20年第3回沖縄県議会（定例会）で乙第17号議案をもって議決された流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収に係る議決内容の一部を次のように変更する。

「1 中部流域下水道（那覇処理区）

関係市町	負担金の算定方法	負担率（％）
那 覇 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	69.30
浦 添 市		10.64
豊見城市		12.61
南風原町		7.45

を

「1 中部流域下水道（那覇処理区）

関係市町	負担金の算定方法	負担率（％）
那 覇 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	68.71
浦 添 市		11.02
豊見城市		12.18
南風原町		8.09

に、

「2 中部流域下水道（伊佐浜処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
浦 添 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	17.21
宜野湾市		24.21
沖 縄 市		29.63
嘉手納町		5.79
北 谷 町		12.77
北中城村		4.81
読 谷 村		5.58

を

「 2 中部流域下水道（伊佐浜処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
浦 添 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の 2 分の 1 に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	17.71
宜野湾市		28.12
沖 縄 市		28.51
嘉手納町		5.26
北 谷 町		13.00
北中城村		4.06
読 谷 村		3.34

に、

「 3 中城湾流域下水道（具志川処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
沖 縄 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の 2 分の 1 に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	37.72
うるま市		57.73
北中城村		4.55

を

「 3 中城湾流域下水道（具志川処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
沖 縄 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の 2 分の 1 に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	39.69
うるま市		55.12
北中城村		5.19

に、

「 4 中城湾南部流域下水道（西原処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
南 城 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の 2 分の 1 に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	18.38
西 原 町		42.34
与那原町		23.50
中 城 村		15.78

を

「 4 中城湾南部流域下水道（西原処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
南 城 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の 2 分の 1 に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	19.75
西 原 町		37.74
与那原町		22.58
中 城 村		19.93

に変

更する。

令和 7 年 2 月 12 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

中部流域下水道全体計画、中城湾流域下水道全体計画及び中城湾南部流域下水道全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

副知事の選任について

下記の者を沖縄県副知事に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 城 肇

生年月日 [REDACTED]

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

副知事の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会教育長の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 半 嶺 満

生年月日 [REDACTED]

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会教育長が令和7年3月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

下記の者を沖縄海区漁業調整委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 赤 嶺 博 之

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 栗 國 雅 博

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 上 原 亀 一

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 内 間 学

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 玉 城 啓 時

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 西 村 昂 平

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 八 前 隆 一

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 柳 田 一 平

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 山 内 得 信

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 谷 健太郎

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 新 立 弘 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 藤 田 喜 久

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 山 川 彩 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 城 間 恒 浩

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 松 尾 晋 哉

生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 2 月 12 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

海区漁業調整委員会委員15人が令和 7 年 3 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、漁業法第138条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。